

社会福祉法人紫波会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

働きやすい環境を整備することにより、職員が仕事と子育てを両立でき、すべての職員が様々なライフステージに応じてその能力を十分発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025年1月1日～2029年5月31日

2. 目標

女性職員の育児休業取得率100%の維持と、男性職員の育児休業取得者を現在0人から1人以上とする。

3. 取組内容

2025年1月～

女性職員の育児休業取得率100%を維持するために、産休・育休復帰者が復帰しやすい職場環境の整備をさらに進める。

2025年1月～

男性職員の育休取得率は0%(2015年～2024年実績)であり、利用が進んでいない現状にある。

対象となる男性職員へ育児休業制度や出産育児関連の休暇制度等について説明を行うとともに、業務配分等の調整を行い、休暇を取得しやすい環境を整え利用推進をおこなう。